

テレカンファランスシステムを用いた症例コンサルテーション実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわて医療情報連携・遠隔医療システム運用管理規約（以下「規約」という。）第10条に基づき、文部科学省補助金「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」（以下「本事業」という。）により岩手医科大学（以下「岩手医大」という。）が整備するテレカンファランスシステム（以下「本システム」という。）を用いた症例コンサルテーションの実施に必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとする。

- (1)「連携医療機関」 別途締結する契約に基づき本事業に参加する医療機関をいう。
- (2)「協力医療機関」 連携医療機関のうち、岩手医大附属病院を除くものをいう。

(本システムの構成)

第3条 本システムは、下記の要素で構成される。

- (1) テレカンファランスシステム
- (2) 連携医療機関を接続する情報通信ネットワーク（回線等）

(体制)

第4条 本事業は、次の各号の体制で実施する。

(1) 検証体制

- ア 事業統括責任者 医学部長
- イ 事業副統括責任者 災害時地域医療支援教育センター長
- ウ 事業実施責任者 災害時地域医療支援教育センター地域医療情報連携担当教授
- エ 事業実施講座 各事業実施講座
- オ 検証担当医 各事業実施講座の担当医
- カ 検証協力担当医 各協力医療機関の担当医
- キ 事務担当 災害時地域医療支援教育センター事務室
- ク 構築担当 災害時地域医療支援教育センター、総合情報センター及び病院事務部

(2) 運用管理体制

- ア 情報管理責任者（岩手医大） 附属病院長
- イ 情報管理責任者（協力医療機関） 各協力医療機関の病院長
- ウ システム管理担当（岩手医大） 病院事務部
- エ システム管理担当（協力医療機関） 各協力医療機関の事務（管財係、地域医療連携室等）

2 前項に掲げる者は、本事業の実施に必要なシステム検討、運用、検証事業の実施について相互に協力するものとする。

3 事業統括責任者、事業副統括責任者、事業実施責任者及び情報管理責任者の職務に

については、規約に定めるところによる。

(事業実施講座)

第5条 事業実施講座は、テレカンファランス端末設置計画届(様式1)を別途通知する期限までに事務担当に提出する。

2 事業実施講座は、テレカンファランス機器使用実績報告書(様式2)を取りまとめ、別途通知する期限までに事務担当に提出する。

(検証担当医)

第6条 検証担当医は、検証協力担当医と協力して本事業を実施するものとする。

2 検証担当医は、岩手医大におけるテレカンファランス機器の設置場所を決定するものとする。

3 検証担当医は、検証協力担当医と調整の上、協力医療機関におけるテレカンファランス機器の設置場所を決定するものとする。

4 検証担当医は、事業実施講座におけるテレカンファランス機器使用実績報告書(様式2)の作成に必要な情報を提供する。

(検証協力担当医)

第7条 検証協力担当医は、検証担当医と協力して本事業を実施するものとする。

2 検証協力担当医は、協力医療機関におけるテレカンファランス機器の設置場所を選定し、検証担当医に通知する。

(事務担当)

第8条 事務担当は、各事業実施講座から提出されたテレカンファランス端末設置計画届(様式1)を取りまとめる。

2 事務担当は、各事業実施講座から提出されたテレカンファランス機器使用実績報告書(様式2)を取りまとめる。

3 事務担当は、協力医療機関から提出された物品の無償貸付申請書(様式3)を取りまとめる。

4 事務担当は、文部科学省との連絡窓口となり、実績を報告する。

(構築担当)

第9条 構築担当は、テレカンファランス機器の発注、岩手医大における院内LAN及び機器の整備を行う。

2 構築担当は、岩手医大における院内LAN及び機器の整備に必要な院内調整を行う。

3 構築担当は、システム管理担当(協力医療機関)の了解を得て、協力医療機関における機器の整備を行う。

(システム管理担当)

第10条 システム管理担当は、自院に設置された機器の整備状況を把握しなければならない。

2 システム管理担当は、機器の使用状況を把握し、故障時の保守一次対応等を行うなど、良好な状態が維持できるよう努めなければならない。

(システム管理担当(協力医療機関))

第 11 条 システム管理担当(協力医療機関)は、機器設置場所の工事の要否を確認し、構築担当に通知する。

2 システム管理担当(協力医療機関)は、必要に応じて協力医療機関の院内 LAN 等の整備を行う。院内 LAN の整備費用は協力医療機関の負担とする。

3 システム管理担当(協力医療機関)は、物品の無償貸付申請書(様式 3)を事務担当に提出する。

4 システム管理担当(協力医療機関)は、岩手医大から貸付を受けた機器の使用状況を把握し、貸付を受けた機器の故障又は設置場所変更等が生じた場合、速やかに構築担当に届けなければならない。

5 協力医療機関がテレカンファランス端末を独自に整備した場合の接続方法及び管理責任等は、別途定める。

(検証事業実施手順)

第 12 条 検証事業の手順の概要は、別表「検証事業実施手順」のとおりとする。

(検証担当医と検証協力担当医との事前調整)

第 13 条 検証担当医は、検証協力担当医と事前調整を行い、テレカンファランス実施可能な日時その他の条件を相互に把握する。

(検証協力依頼)

第 14 条 岩手医大は、各協力医療機関に別紙テレカンファランスシステムを用いた症例コンサルテーション実施手順書(以下「実施手順書」という。)を示して検証協力を依頼する。

(機器貸付)

第 15 条 テレカンファランス機器は、岩手医大が各協力医療機関に貸与する。

(システム障害への対応)

第 16 条 通信機器の故障などによりテレカンファランスシステムに障害が発生した場合は、電話、FAX、その他の通信手段を用いて本事業(症例コンサルテーション)を実施するものとする。

(患者の同意)

第 17 条 検証担当医及び検証協力担当医は、医療機関が「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(厚生労働省 平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 18 年 4 月 21 日改正、平成 22 年 9 月 17 日改正)」に沿って個人情報の利用目的を院内掲示等に公表し、かつ、患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者からの黙示による同意を得られたとして、利用目的の範囲で患者情報を連携医療機関に提供できる。

2 患者又はその代諾者から同意撤回の申し出があった場合には、その患者情報を提供先のシステム上から削除するものとする。

(診療責任)

第 18 条 医師による診療は、直接の対面診療を原則とすることから、診療における最終的な責任は、直接の対面診療を行った医師が負うものとする。

(個人情報・診療情報の保護)

第 19 条 本事業において知り得た個人情報及びその保管については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関連法規の定めるところに従い、滅失毀損、盗難、漏えい、流出等のないよう万全の措置を講ずるものとする。

2 提供された診療情報は、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。

(テレカンファランスの記録の管理)

第 20 条 岩手医大の情報管理責任者は、テレカンファランスの記録データを岩手医大の個人情報管理規程等に準拠して管理しなければならない。

(利用環境の整備)

第 21 条 情報管理責任者は、本システムの利用に際して、その医療機関が指定するセキュリティ対策を施さなければならない。

2 協力医療機関は、本システムの利用に必要な院内 LAN 敷設費用を負担するものとする。

(管理対象)

第 22 条 情報管理責任者は、本システムの適切な運用を図るため、次の管理対象について事故が生じないように管理しなければならない。

(1) 本システムに係るその医療機関の院内 LAN

(2) 本システムの利用に必要な機器

2 情報管理責任者（岩手医大）は、前項に加えて次の管理対象について事故が生じないように管理しなければならない。

(1) 本システムのサーバ（ハードウェア）及びソフトウェア

(2) 本システムの通信回線

(3) 本システム内の患者情報等

(情報の安全性を侵害する事故に対する取扱い)

第 23 条 情報管理責任者は、前条の管理対象について情報の安全性を侵害する事故が発生した場合は、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 関係する責任者への通知

(2) 本システムの利用中止

(3) ログ情報等の解析及び事故の原因解明

(4) 事故拡大を防ぐための措置

(5) 被害状況の調査

(6) 事故の対抗策の検討及び実施

(7) 事故からの復旧が確認できた場合の関係する責任者への報告

(8) 復旧確認後の利用再開及び安全宣言の周知

(9) 再発防止策の検討及び実施

(10) 必要な情報について事業実施責任者への報告及び関係部署への通知届出

(11) その他の必要に応じた対策

2 事業実施責任者は、前項の対策を取りまとめ、事業統括責任者に報告するものとする。

別表（第 12 条関係）「検証事業実施手順」

手順	内容
1	検証担当医と検証協力担当医との事前調整（第 13 条）
2	テレカンファランス機器設置計画届（様式 1）の提出（第 5 条）
3	岩手医大での実施説明会
4	岩手医大の通信環境整備（第 9 条）
5	各協力医療機関に検証協力を依頼（第 14 条）
6	岩手医大と各協力医療機関間で契約書、および、システム運用管理規約を締結
7	各協力医療機関から物品の無償貸付申請書（様式 3）の提出（第 11 条）
8	各協力医療機関の通信環境整備（第 9 条）
9	実施手順書に基づき検証事業を実施
10	事業実施講座からテレカンファランス機器使用実績報告書（様式 2）を事務担当に提出（第 5 条）
11	事務担当より文部科学省への報告（第 8 条）